

2024年6月24日

2024年6月21日 国土交通省より発表！

**不動産業による空き家対策推進プログラム ～地域価値を共創する不動産業を目指して～
不動産コンサルティングマスターへの注目度が更に向上！**

2024年6月21日、国土交通省は「不動産業による空き家対策推進プログラム～地域価値を共創する不動産業を目指して～」(以下、「プログラム」)を発表しました。

本プログラムの発表により、不動産コンサルティングマスターへの関心の高まりが期待されます。

併せて当センターでは、7月24日(水)に下記のイベントを実施することとしており、プログラムの11ページに記載されている「**全国不動産コンサルティングフォーラム**」の**プレ開催**と位置付けています。

**今、時代は「不動産コンサルティング」を求めている！
～不動産価値の創造と最大化を目指す～**

▼下記サイトで受講(無料)申込受付中！▼

<https://form.dr-seminar.jp/lps/gshmv/0724seminarlp>

プログラムと同時に発表された「参考資料集」の73ページには「不動産コンサルティングマスターの概要」が掲載されています。

ここでは公認 不動産コンサルティングマスター(以下、「マスター」)の資格の概略、続く74～77ページには、本年3月に実施したマスターへのアンケート調査(※)の結果の抜粋が掲載されています。

この調査では、空き家対策に前向きなマスターのご意見が多く寄せられました。

(※)2023年3月時点で推進センターHPのマスター検索サービスに情報公開をしているマスターに対してメールでアンケートを実施

(次頁に続く)

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>

公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075

▼資料

①不動産業による空き家対策推進プログラム(全12ページ)

(出典)国土交通省ウェブサイト 下記の URL より全文ダウンロードが可能です。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001749896.pdf

11ページ:媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進

II③ 媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進 国土交通省

- 入口(空き家発生)から出口(流通・活用)まで、不動産業が一括して所有者をサポートできるよう、空き家等に係る不動産コンサルティングサービス*の認知度向上を図る。
(※) 空き家等の活用等に係る課題整理、相続に係る相談、空き家等の活用方針の提案・比較などについて、媒介に先立ち、又は媒介とは別に、所有者等に対して行われる助言・総合調整等をいう。
- 媒介報酬規制との関係について、**媒介報酬とは別に報酬を受けることができることを明確化する。**
- コンサルティングサービスを提供可能なコンサルタントの検索サイト、コンサル業務を支援する事例サイト、協議体の立上げ

<p>■ 不動産コンサルティングマスター検索システムの創設 (R6夏改修)</p> <p>✓ 空き家コンサルティングが可能な「不動産コンサルティングマスター」を、課題別・地域別に容易に検索可</p> <p>(参考) コンサルティングマスターの空き家・空き地の取引業務への取組意欲 (N=554)</p> <p>■ 積極的に取り組みたい ■ 取り組みたい ■ あまり取り組みたくない ■ 取り組みたくない</p> <p>出典：(公財)不動産流通推進センター「不動産コンサルティング業務に関するアンケート」(令和5年度)</p>	<p>■ 「全国不動産コンサルティングフォーラム」の開催 (R6.7プレ開催)</p> <p>✓ 空き家等の活用や不動産の相続等に取り組むコンサルタント等が参加。 ✓ 先進的な取組事例を紹介。関係者をネットワーク化し、経験・知見の共有を図る(定期開催を予定)。</p> <p>全国不動産コンサルティングフォーラム (年1回を予定)</p> <p>・全国の不動産コンサルティングマスター ・関連団体 等</p> <p>共有 共有 共有</p> <p>地域WG 地域WG 地域WG</p> <p>年1~2回開催</p>	<p>■ 課題解決支援ツール等の作成 (R7春)</p> <p>✓ 共通課題となり得るテーマごとに検索可能な事例紹介サイト等を立ち上げ。 ✓ コンサルタント向けのほか、一般所有者向けの内容も提供。</p> <p>■ 媒介報酬規制の適用範囲の明確化</p> <p>✓ コンサルティング業務は、媒介業務とは別業務であり、その報酬は、媒介報酬規制の適用がないことを「解釈・運用の考え方」(通達)で明確化</p> <p>11</p>
--	---	--

(次頁に続く)

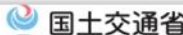
② プログラム参考資料集(全84ページ)

(出典)国土交通省ウェブサイト 下記の URL より全文ダウンロードが可能です。

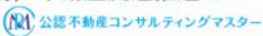
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001750045.pdf

73ページ:不動産コンサルティングマスターの概要

不動産コンサルティングマスターの概要



宅地建物取引士、不動産鑑定士、一級建築士のうち、「不動産コンサルティング技能試験」に合格し、かつ、不動産等に関する実務経験を有する等の基準を満たす者として、(公財)不動産流通推進センターの認定を受けた者。5年ごとの更新制。



● **不動産コンサルティングマスターが行う「不動産コンサルティング業務」とは**
依頼者との契約に基づき、不動産に関する専門的な知識・技能を活用し、公正かつ客観的な立場から、不動産の利用、取得、処分、管理、事業運営及び投資等について、不動産の物件・市場等の調査・分析等をもとに、依頼者が最善の選択や意思決定を行えるように企画、調整し、提案する業務

○ **制度的位置付け**
・(公財)不動産流通推進センターが、国土交通大臣の登録を受けて実施する「登録証明事業」(不動産特定共同事業法施行規則第21条第1項第3号)。
※認定を受けた宅建士の資格を持つ不動産コンサルティングマスターは、不動産特定共同事業法に基づく「業務管理者」の要件を満たす。

○ **試験科目(不動産コンサルティングマスターが有する知識)**
経済、法律、税制、建築、金融、事業・実務

○ **倫理規程の遵守**
「公共への貢献」、「信用保持」、「公正と中立性の保持」、「秘密保持」、「自己研鑽の努力」等を内容とする「倫理規程」を遵守。

○ **「相続対策専門士」及び「不動産エバリュエーション専門士」**
不動産コンサルティングマスターのうち、(公財)不動産流通推進センターが行う一定の研修を受け、修了要件を満たした者が認定される。

73

マスターが行う不動産コンサルティング業務は、高度な専門知識と経験を活かして、依頼者の不動産に関する重要な意思決定をよりよく行えるよう支援する業務です。

推進センターは引き続き公認 不動産コンサルティングマスターの活動をサポートして参ります。

以上

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>

公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL: 03-5843-2075